

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月、同年3月、49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月及び同年3月
② 昭和49年2月及び同年3月
③ 平成元年4月

私の母は、私が20歳になった昭和43年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間③の保険料は私が納付した。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、20歳になった昭和43年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿に記載された手帳発行日から同年7月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間①直後から申立期間②直前までの期間及び申立期間②直後から厚生年金保険に加入する前月の61年6月までの期間の保険料は全て納付済みである。

また、申立期間①及び②の保険料を納付したとする母親は、国民年金の拠出制度が開始された昭和36年4月から60歳に到達する前月までの自身の保険料が全て納付済みであるなど、母親の納付意識の高さが認められることから、それぞれ2か月と短期間である申立期間①及び②の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、平成18年11月7日に国民年金被保険者資格の取得日が元年5月1日から同年4月26日に訂正されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正日までは国民年金被保険者期間ではなかったことから保険料を納付することはできず、また、当該記録訂正時点では時効により保険料を納付することはできない。

そのほか申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月、同年 3 月、49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
私は、送付されてきた納付書を使用し、郵便局で国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の拠出制度が開始された昭和 36 年 4 月から申立期間直前の 45 年 12 月までの期間及び申立期間直後の 46 年 4 月から第 3 号被保険者になる前月の 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を全て納付しており、また、申立人から提出された領収証書により、申立期間前後の期間の保険料は全て現年度納付されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さが認められることから、3 か月と短期間である申立期間の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。申立期間の前後において給与額に変更は無かった。申立期間に係る給与明細票等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間に係る標準報酬月額は 8 万円と記録されているところ、申立人及び同社から提出された申立人に係る源泉徴収簿、給与明細票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 47 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A 社が加入している B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は 47 万円とされている。

さらに、B 厚生年金基金は、申立期間当時における A 社の社会保険事務所への各種届出について、複写式の様式を使用していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（47 万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成15年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月21日から16年1月1日まで
② 平成16年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間において同社の関連会社であるC社からA社への異動はあったが、勤務場所や業務内容等に変更は無く、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に関する人事記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された申立人に関する賃金台帳により、申立人は、当該期間において、25万3,520円の給与の支払を受け、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得日を平成15年12月21日と届け出るべきところ、誤って16年1月1日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る15年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は22万円とされている。

しかしながら、上記賃金台帳により、申立人は、当該期間において、25万6,900円の給与の支払を受け、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。B銀行における取引推移一覧表により、申立期間において同社から賞与を支給されていたことが確認でき、また、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元破産管財人が保有している申立人の申立期間に係る支給控除一覧表及び申立人から提出された取引推移一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないものの、健康保険組合において申立人の申立期間における標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月21日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、平成2年8月31日に取締役就任し、5年4月15日の本店移転登記時においても取締役であったことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日（以下「全喪日」という。）に被保険者資格を喪失している従業員は、申立人は申立期間においても同社に在籍していた旨供述していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人について、全喪日より後の平成6年3月11日付けで、3年3月に遡って標準報酬月額を減額訂正されている上、資格喪失日についても5年2月21日とする処理が行われていることが確認できる。また、申立人と同様に資格喪失処理が行われている代表取締役を含む3人全ての資格喪失日は全喪日と同日であることが確認できる。

一方、上記のとおり、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるところ、A社の事業主は、「申立人は、営業を担当しており、厚生年金保険事務に関与しておらず、全喪日には既に退職していた。」旨供述していることから、申立人は、上記資格喪失処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保

険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日については、申立人及び従業員の供述から判断すると、平成5年9月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年1月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年11月までの期間及び3年1月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から平成2年11月まで
② 平成3年1月から4年4月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、主にA市役所窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を2年遅れではあったが毎月納付していた。昭和60年9月に市内転居しており、記録では転居先で平成2年12月分の保険料を一度だけ納付したことになっているが、妻は、一度しか保険料を納付しなかったはずがないと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、主にA市役所窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を2年遅れではあったが毎月納付していたとしているが、前年度以前の保険料は、国庫金の扱いとなるため、市役所窓口で納付することはできない。

また、申立期間は合計で96か月であり、行政機関等が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年11月までの期間及び3年1月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から平成2年11月まで
② 平成3年1月から4年4月まで

私は、主にA市役所窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を2年遅れではあったが毎月納付していた。昭和60年9月に市内転居しており、記録では転居先で平成2年12月分の保険料を一度だけ納付したことになっているが、一度しか保険料を納付しなかったはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、主にA市役所窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を2年遅れではあったが毎月納付していたとしているが、前年度以前の保険料は、国庫金の扱いとなるため、市役所窓口で納付することはできない。

また、申立期間は合計で96か月であり、行政機関等が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から53年8月まで
私の義父は、昭和48年7月頃に私の国民年金の加入手続を行い、義母や義姉が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父が昭和48年7月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、義母や義姉が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとしているが、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、厚生年金保険記号番号に基づき付番された基礎年金番号で管理されており、オンライン記録により、当該資格記録は平成16年6月7日に入力されていることが確認でき、当該入力時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の加入手続を行ったとする義父から聴取することができないため、申立期間における加入手続の状況は不明であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の義母及び義姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、区の出張所で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いとしているが、保険料の免除については、被保険者の申請に基づき、年度ごとに承認又は不承認が決定されることから、申立人からの保険料の免除申請が無いにもかかわらず、行政機関が連続した6年度にわたる申立期間を保険料申請免除期間とする事務処理を行い続けたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで

私は、昭和44年3月にA町（現在は、B市）で転入の届出を行った際に、職員から国民年金への加入は義務であると言われたので国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け、その場で1回分の国民年金保険料を納付した。その後の保険料は、私の店に集金に来ていた金融機関の職員に役所から送られてきた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月にA町で転入の届出を行った際に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から50年7月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち44年3月から48年3月までの期間の国民年金保険料は第2回特例納付により、同年4月から50年3月までの期間の保険料は過年度納付により遡って納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは主張しておらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から同年9月まで
② 昭和51年10月から55年1月31日まで
③ 昭和53年4月から55年4月15日まで
④ 昭和57年10月から58年5月31日まで
⑤ 昭和62年6月1日から平成5年5月31日まで
⑥ 平成13年4月13日から14年8月まで

A学校（現在は、B学校）及びC協議会（現在は、D協議会）において英語教師として勤務していた申立期間①及び②、E社（現在は、F社）に勤務していた申立期間③、G社（現在は、H社）、その関連会社であるI社及びJ社（後のK社）のうちのいずれかに勤務していた申立期間④、L社及びM社に代表取締役として勤務していた申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。

日本で勤務していた期間については、義務として厚生年金保険に加入していたはずであるので、資料は無いが申立期間①から⑥までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B学校は、申立人がA学校の職員であった記録は存在せず、給与を支払っていた者に該当者はおらず、当時の職員から聴取も行ったが申立人の在職を確認することはできない旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間①において、A学校は厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該期間に被保険者となっている者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C協議会に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する者で所在の判明した28人に照会したところ、回答

のあった 19 人のうちの 9 人は、申立人が同協議会に勤務していたことを覚えていると回答している。

しかし、D協議会は、厚生年金保険加入者の資格取得日及び喪失日を管理している台帳を保管しており、当該台帳に申立人の氏名は無いことから、申立人に係る資格取得の届出は行っていない旨回答している。

また、オンライン記録によると、D協議会及び複数の元従業員が申立期間②において社会保険事務を担当していたとする者は、既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、英語授業の企画運營業務に従事していたとする元従業員は、英語教師として勤務していた外国人従業員は、日本の社会保険制度に加入することを希望しない者が多かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人を記憶する同僚は、当該期間において申立人がE社のリース事業部に勤務していたと供述しており、また、申立人が提出した新聞の切り抜きには、申立人が大学時代の友人の勧めにより、昭和 52 年に同社同事業部に入社したことが記載されていることが確認できる。

しかし、F社から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和 55 年 4 月 16 日から 56 年 4 月 15 日までE社に勤務していたことが確認でき、申立人の同社における在籍期間は、厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の加入記録と符合している。

また、E社の人事部門に勤務していた者は、正式な入社であれば人事部門に情報が回ってきていたが、申立人の情報が回ってきた記憶は無いことから、申立人は正式に入社した者ではないように思う旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、E社への入社を勧めた同社の被保険者である申立人の友人は、既に死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人から提出された雑誌及び新聞の切り抜きによると、申立人がG社に入社したこと、及びI社の副社長に就任したことが記載されていることが確認できる。

また、I社の元役員及び同僚は、申立人が、申立期間④において、同社に在籍し、同社の取締役副社長として勤務していたことを覚えている旨回答している。

しかし、I社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 59 年 11 月 1 日であり、申立期間④は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、I社で社会保険業務に従事していたとする者は、申立人の厚生年金保険の適用状況等については不明である旨回答している。

さらに、H社は、申立人に係る人事記録が残っておらず、申立人の勤務実態等につ

いては不明であると回答している。

加えて、I社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した者のうち、G社においても被保険者記録を有しており、所在の判明した26人に照会したところ、G社の管理部門及び経理部門に勤務していた者として二人の氏名が挙げられたが、そのうち一人は連絡先不明であり、残る一人は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、申立人は、J社及びK社を申立事業所としているが、J社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立年月日は昭和59年9月13日と記録されており、申立期間④においては存在しない事業所であり、また、K社は、61年3月10日にJ社から社名を変更した事業所であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、L社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において代表取締役であったことから、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、L社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、L社の役員であった同僚に照会したところ、当該同僚は、同社に勤務したことはなく、報酬も受け取っていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、M社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において代表取締役であったことから、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、M社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は平成13年4月13日であり、申立期間⑥において同社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、M社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金における申立人の資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記厚生年金基金から提出された全喪届（連絡票）には、M社の代表取締役として申立人の氏名があり、同社が平成13年4月13日付けで適用事業所でなくなった旨記載されている。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B作業所（C県D郡）でボーリングの仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期又はほぼ同じ頃にA社に勤務したとする複数の同僚の回答及びそのうちの一人から提出された写真から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の総務担当者は、従業員の厚生年金保険の加入について、「正社員は入社して6か月経過後に厚生年金保険へ加入し、現場採用の作業助手は入社して複数年経過後に正社員に登用され厚生年金保険へ加入していた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、上記複数の同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、A社は、既に解散しており、事業主は連絡先不明のため照会することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に健康保険の番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から平成 6 年 6 月 16 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の設立時から役員に就任しており、給料から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業・法人登記簿謄本から、就任時期は定かではないが、申立人が同社の取締役であったことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時に A 社の代表取締役であった申立人の夫は、社会保険の事務は担当従業員に全て任せており、当時の資料を保管していないことから、詳細は不明である旨供述しているところ、当該担当者も既に死亡している上、同社の事業を承継した B 社も A 社に関する資料は保有していないとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人から提出された昭和 58 年分の所得税の確定申告書（主たる所得者は申立人の夫）には、社会保険料控除額の記載が確認できるものの、その内訳を確認できる資料は無い上、申立人から提出された平成 2 年分の所得税の確定申告書には、社会保険料の記載が無いことが確認できる。

さらに、A 社が平成 5 年 2 月 1 日に加入した C 健康保険組合から提出された申立人の健康保険の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の全期間にわたり、国民年金に加入し（昭和 47 年 5 月 31 日からは任意で加入。）、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月、同年 3 月、同年 7 月から 48 年 6 月までの期間、同年 10 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間、同年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 55

年1月から61年3月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同年4月から平成6年5月までは、国民年金の第3号被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 10 日から 50 年 9 月まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では運転手として昭和 50 年 9 月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 49 年 4 月 9 日とされ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格喪失日（昭和 49 年 4 月 10 日）と符合しており、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

また、申立期間当時の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人に係る資格喪失日は昭和 49 年 4 月 10 日と記載されており、上記被保険者原票における資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者原票により、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のA社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月29日から47年11月14日まで
② 昭和47年12月10日から54年9月8日まで
③ 昭和47年11月14日から同年12月10日まで

A院に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額について、諸手当が加算されておらず、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③について、A院の解散により退職しているが、40日間規定により厚生年金保険の被保険者資格は喪失されないはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A院の証明書を提出し、当該証明書に記載されている給料月額と年金記録には明らかに相違があり、通勤手当、住居手当及び勤続特別手当の諸手当が全く加算されていないと申し立てている。

しかしながら、A院は、上記証明書に記載されている給料月額の変更年月日は法律上の施行日（適用日）であるため、実際の支給時期と異なっており、また、法に基づく給料月額及び標準報酬月額以外に関する資料は文書保存期間を満了していることから既に廃棄処分されているため、実際に申立人に支給した諸手当を含む給料の支給時期及び支給額については不明である旨回答している。

また、A院から提出された回答書に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び同院が加入しているB厚生年金基金（昭和45年10月*日設立）から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳における標準報酬月額は、A院に係る事

業所別被保険者名簿において確認できる標準報酬月額と一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された昭和 53 年 2 月分から 54 年 8 月分まで（昭和 53 年 10 月分を除く。）の支給明細書において確認できる報酬月額（通勤手当、住居手当及び勤続特別手当を含む。）に見合う標準報酬月額は、上記被保険者名簿における標準報酬月額より高いものの、当該支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該被保険者名簿における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 54 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額も、上記被保険者名簿における標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、上記証明書に「昭和*年*月*日 A院解散により退職 *月*日 A院議員 C 議員秘書」と記載されており、当該期間は退職後の期間であることが確認できる。

また、A院は、当該期間は同院の解散による退職期間（昭和*年*月*日解散、同年*月*日総選挙）であることから、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していない旨回答している。

さらに、申立人は、当該期間について、A院の解散により退職しているが、40 日間規定により厚生年金保険の被保険者資格は喪失されないはずであると主張しているところ、同院は、「国会議員の任期満限又はA院の解散により退職した議員秘書については、国会議員の秘書の給料等に関する法律により、それらの日から起算して 40 日以内に再び議員秘書になった場合には、それらの日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされ、厚生年金保険においては、継続秘書被保険者として被保険者の資格を喪失しないという特例が適用されているが、この特例は昭和 63 年 5 月 24 日から適用が始まったものであり、当該期間には適用されない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③から⑦までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月1日から6年2月3日まで
② 平成6年2月3日から同年11月1日まで
③ 平成6年11月1日から7年2月1日まで
④ 平成7年2月1日から同年5月1日まで
⑤ 平成7年5月1日から同年6月1日まで
⑥ 平成7年10月1日から同年11月1日まで
⑦ 平成7年11月1日から8年1月1日まで

A社の総務・経理担当取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年2月3日付けで、2年10月から5年10月までの定時決定の記録が取り消され、2年7月に遡及して8万円に減額訂正されている上、事業主及び取締役二人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、6年2月3日付けで、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の経営管理室長として総務・経理担当取締役であったと回答しているところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、昭和61年6月30日に取締役に就任しており、上記減額訂正処理日においても取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社は、平成5年の初め頃から社会保険料を滞納していたため、

自分が担当として、社会保険事務所（当時）に何度も出向いた。あるとき、同事務所の職員から脱退を迫られた。自分では決断できないので、後日、社長と同事務所に出向いたところ、取締役の標準報酬月額を遡及して減額するよう教示されたことから、当該減額訂正に係る届出を行った。」と供述しており、同社からの届出に基づき、当該減額訂正処理が行われたものと認められることから、申立人は、同社の取締役として、当該減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、総務・経理担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に職務上関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。また、当該オンライン記録の標準報酬月額は、平成6年2月3日付けで減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記登記簿謄本により、申立人は、当該期間当時、A社の取締役であったことが確認できる上、同社を退職するまで経理・総務の責任者であり、上記減額訂正に係る届出にも関与していたと供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このため、上記のとおり、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、申立人は、A社の総務・経理担当取締役として上記減額訂正処理に関与しており、特例法第1条第1項ただし書に規定される、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間③、⑤及び⑥について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、上記給与支払明細書により、平成6年11月は71万2,200円、同年12月は62万円、7年1月は71万2,200円、同年5月は50万円、同年10月は66万円の給与の支払を受けているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万2,000円であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間④及び⑦について、申立人は、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料を所持していない上、A社は、平成20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から回答が得られないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月から25年7月1日まで
② 昭和25年10月1日から同年12月まで
③ 昭和26年5月1日から同年7月6日まで
④ 昭和26年10月から27年1月まで
⑤ 昭和27年1月から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B社で勤務した期間のうちの申立期間③、C社で勤務した申立期間④、D社で勤務した期間のうちの申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間において、給与から保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人を記憶するA社の元従業員の供述から、申立人は、期間は明確ではないが、当該期間当時、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となっている期間は、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和25年7月1日から同年10月1日までの期間であり、申立期間①及び②については、同社は適用事業所としての記録は確認できない。

また、上述のとおりA社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明なため、同社及び事業主から、申立人の申立期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と被保険者期間が同じであることが確認できる従業員は、自身は申立期間①及び②にも同社に勤務していたが、厚生年金保険の未加入期間である当該期間に給与から保険料が控除された記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明のため、同社及び事業主から、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間③当時に被保険者であったことが確認できる従業員二人は、いずれも申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務状況については明確な記憶が無いとしていることから、申立人の当該期間における勤務状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人のB社における被保険者資格の喪失日は、申立期間③の初日である昭和26年5月1日となっており、資格喪失理由が退職であることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、同社における資格喪失日は同日となっており、喪失原因が解雇であることが確認できることから、申立人は、申立期間③において同社を離職していたものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立期間③及びその前後の期間において健康保険整理番号の欠番や訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④については、申立人が当該期間に勤務していたとするC社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、C社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、商業登記の記録が無く、同社の事業主を特定できない上、申立人は申立期間④当時の上司や同僚の氏名及び連絡先を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間⑤については、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、

当時の事業主は連絡先が不明のため、同社及び事業主から、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、D社での上司や同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間⑤当時に被保険者記録があり、連絡先が判明した5人の従業員に照会したところ、4人から回答があり、そのうち一人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間までは覚えておらず、申立人の当該期間における勤務が確認できない上、回答があったいずれの者も同社における厚生年金保険の取扱いについても不明としている。

このほか、申立人の申立期間⑤における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月9日から32年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には機械作業員として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、昭和56年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚等について、上司一人の姓のみを記憶しているが、連絡先が不明であるため、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者であった従業員13人に申立人の勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、8人から回答があったものの、いずれの者も、申立人を記憶しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いについても不明と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の「保険料計算に関する届書の処理記録」では、昭和31年9月6日付けの同社の被保険者の現在数の欄に24人と記録されていることから、同日付けで被保険者であった者について当該被保険者名簿において確認したところ、24人の被保険者が確認できたが、その中に申立人が見当たらないため、申立人は、少なくとも同日には、既に同社における被保険者ではなくなっていたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から12年4月1日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年4月1日より後の同年7月24日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、当該減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったか否かは記憶が無いので分からないが、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員から、滞納保険料の納付について何度か呼び出されたが、その際の対応は、自分だけがしていた。また、同社の代表者印は自分が管理し、社会保険関係の手続の書類には自分が代表者印を押しており、同社で当該届出を行えたのは、自分だけである。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間の標準報酬月額の減額訂正に係る届出について関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた行為に責任を負うべきであり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年10月20日まで
② 昭和27年12月1日から30年2月1日まで

A県B市にあったCクラブに勤務した期間のうちの申立期間①及び同市にあったDホテルに勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所に勤務したことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A県にあった駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の記録を管理するE機関では、申立人の当該期間における記録が無いことから、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるとしている。

また、申立人がCクラブにおける同僚として記憶している二人のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、当該同僚は、申立人を記憶しているものの、自身が申立期間①には同クラブで勤務していないため、申立人が当該期間に同クラブに勤務していたか否かについては不明であるとしている。

さらに、Cクラブに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる従業員9人に、申立人の当該期間に係る勤務の状況及び同クラブにおける厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、6人から回答があり、そのうち申立人を記憶している者が一人いたが、同人は、申立人の勤務期間は覚えていないとしており、また、回答のあったいずれの者も同クラブにおける厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

申立期間②について、申立人は、「Cクラブで働いていたときに、Dホテルの総支配人からベルボーイとして働いてほしいと誘われ、申立期間②は同ホテルに勤務し、最初の1年から1年6か月ぐらいの期間はベルボーイとして働いた。その後、同支配人から、

英語が話せるし、今よりも高い給与が支給されるので、軍人の世話をしてほしいと言われ、同ホテルの軍人の部屋の掃除や軍の演習場に随行して通訳をすることになった。しかし、軍人の部屋の掃除をしていた者は自分のほかにもいたが、軍の演習場に随行して通訳をしていた者は自分のほかにはいなかった。」としている。

また、申立人がDホテルにおいて同僚であったと記憶している二人は、「申立人については、勤務期間は覚えていないが、同ホテルの軍人の部屋の掃除をしていた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同ホテルで勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚二人は、申立人がDホテルでベルボーイとして働いていたことや軍の演習場に随行し通訳をしていたことは知らないとし、申立人の厚生年金保険の加入については分からないと供述している。

また、E機関では、申立人の申立期間②における記録が無いことから、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるとしており、さらに、申立人がDホテルの総支配人であったとする者は、連絡先が不明であることから、同人から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、Dホテルに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる従業員7人に申立人の勤務の状況及び同ホテルにおける厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、6人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、また、同ホテルにおける厚生年金保険の取扱いについては、全員が不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案24791（事案7600及び18900の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月31日から23年10月31日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、勤務していたことはいかがえるものの、保険料控除が確認できない等の理由により、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

その後、申立期間当時に自分が所属していたA社C課職員の22人を思い出したので、新たな資料として当該22人の氏名一覧を提出し、再度申し立てたところ、当該22人は死亡しているか所在不明のため、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

今回、自宅を整理していた際に、自分が撮ったA社の上司の写真が見つかったため、当該写真を新たな資料として提出するので、改めて調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことはいかがえるものの、i) B社は、申立期間当時のA社の従業員に関する人事記録や社会保険加入記録等の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないこと、ii) 申立人を記憶している同僚の供述からも申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをいかなる供述も得られなかったこと、iii) 陸軍戦時名簿に申立人が昭和20年10月20日に復員した旨が記録されていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に年金記録確認D地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年3月17日

付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時に自分が所属していたA社C課職員22人の氏名一覧を新たな資料として提出し、再度申立てを行ったが、当該氏名一覧に記載されている22人のうち、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該氏名一覧に記載されている人物と思われる16人を特定できたものの、既に死亡している4人を除き、所在不明のため住所を特定することができず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないことから、平成23年7月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和23年4月に自身が撮影したとするA社の上司二人の写真を提出し、撮影時には同社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、上記二人のうち、一人は既に死亡しており、他の一人は住所の確認ができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人から提出されたE社（昭和18年にA社に吸収合併）及びA社に係る辞令は、昭和15年12月26日の採用から19年10月1日の昇給に係るものまでであり、申立期間における辞令は含まれていないことから、申立人の申立期間における勤務について確認することができない。

さらに、申立人は、自身の陸軍徴集期間について、昭和20年4月に応召し、21年9月に復員していることから、A社における資格喪失日である20年12月31日には日本にいなかった旨主張しているが、自治体が保管する陸軍戦時名簿により、申立人は同年10月20日に復員を完了した旨の記録が確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の陸軍徴集期間における厚生年金保険料の徴収免除は、同年11月1日に終了した旨記載されている。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料については、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
平成 8 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保有する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、A 社発行の在職期間証明書及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社は、保険料の控除方法について不明である旨回答しているが、申立人が保有する平成 6 年 12 月分の給料明細書によると、同月分から同年 11 月の保険料率の改定に伴う厚生年金保険料が控除されていることから、保険料は翌月控除であったことが確認できる。8 年 7 月分の給料明細書には同年 6 月の厚生年金保険料が記載されているが、同年 8 月分の給料明細書には同年 7 月の厚生年金保険料の記載が無いことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 24 日から 62 年 3 月 26 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する、A社発行の申立人に係る退職証明書及び同社の回答から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 62 年 3 月 26 日と記載されており、年金手帳番号払出簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に係る取扱いについては不明であると供述しているものの、複数の同僚及び従業員が回答した自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、入社後2か月から7か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、上記回答のあった者のうち複数の者が、厚生年金保険に加入する前の期間は給与から保険料は控除されていなかったと思う旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年8月17日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B中学校からの紹介によりA社に入社し、夜間高校に通学しながら同社に勤務したと主張しているが、B中学校から提出された申立人の卒業証明書によると、同中学校の卒業年月日は昭和28年3月31日であることが確認できることから、申立期間のうち、27年4月1日から28年3月31日までの期間は、同中学校に在学中であることが確認できる。

また、申立人が記憶する所在地で申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるA社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、適用事業所検索システムにより、申立期間当時に当該事業所と同一名称であったことが確認できるC社の代表取締役は、両事業所とも父親が作った会社であるが、父親は既に死亡しており、両事業所に関する書類は何も残っておらず、申立期間当時のことは分からない旨供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる従業員20人に照会し、11人から回答を得られたが、申立人を記憶する者はいなかった。

加えて、申立人が同じ中学校を卒業し一緒に入社したと記憶する同僚のA社に係る被保険者記録は確認できない。

その上、当該被保険者名簿の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から28年3月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、商業・法人登記簿も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主の名前を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、同僚一人の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため、本人を特定することができないことから、申立人のA社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。